介護保険

住宅改修費の支給について

手すりの取付・段差の解消など小規模な住宅改修は、事前に申請を行うことで工事完了後に対象工事費用(20万円を上限)の9割(または8割,7割)相当分が支給されます。 (以下,「支給額」といいます。)

申請の際は、利用者が業者に工事費全額を支払い、市から利用者に支給額を支給する「償還払」と、利用者が業者に工事費全額から支給額を差し引いた額(自己負担分)を支払い、市から業者に支給額を支給する「受領委任払」の2つの方法から選択できます。

※受領委任払のご利用は、事前に市介護保険課に登録した業者に限ります。

日常生活の状況にしっかり合せた改修プランにする為、工事の着工前に必ず担当ケアマネジャーへご相談ください。

担当ケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターへご相談ください。

また、工事の着工前に市役所で手続(事前申請)する必要があります。



支給の条件

	期間内に行った住宅改修が対象です。
支給認定条件	事前申請により適正と認められ、利用者の要介護等認定の有効
	《詳しくは、介護保険課へお問合せください》
	* 要介護度が著しく悪化した場合や転居した場合には、改めて限度額が 設定される場合があります。
	* 限度額に達するまで申請できます。
	② 限度額: 1人につき対象工事費用20万円まで
	ります。工事完了時には再度自己負担割合をご確認ください。 *給付制限がある方はご相談ください。
	割合で支給予定額を計算しているため、実際の支給額と異なる場合があ
	決定します。自己負担割合は、お手元の「負担割合証」をご確認ください。 なお、市が発行する事前申請の確認書は、事前申請時点の自己負担
	※ 支給額は、利用者から業者への支払日時点の自己負担割合に基づき
支 給 額・限 度 額	① 支給額: 対象工事費用の9割または8割,7割(1円未満切捨)
	<u>《詳しくは,介護保険課へお問合せください》</u>
	象となります。部材価格内訳書(納入価格が分かるもの)が必要です。
	ユニットバス設置の場合も、上記の <u>工事ごとの費用が明示できれば</u> 支給対
	⑥附帯工事(手すり工事の下地など必要な補強工事など)
	⑤水洗和式便器から 洋式便器への取替えなど
	④ 扉 の取替え, ドアノブ の変更, 戸車 の取付けなど
	③室内の床材や玄関ポーチ·通路面の 材質の変更など
	②室内の床段差・玄関ポーチや通路の 段差などの解消
住宅改修の種類	①室内や玄関ポーチなどへの 手すりの取付け



改修工事を始める前に、周囲の状況や撮影日付を入れた改修 箇所の写真を撮ってください。事前の申請手続きの際、添付 書類として必ず必要です。(撮影留意事項は裏面)

申請手続き

事前申請に必要なもの

※工事着工前に、必ず 事前申請を行って ください。

申請後. 10 開庁日程度 で確認書をお送りします。

※審査の迅速化のために、 以下の添付書類は、それぞ れ片面印刷で提出ください ますようご協力ください。

- ③理由書
- 4工事費精算書
- ⑤平面図
- ⑥写真または図

工事完了後の申請に 必要なもの

事前申請後, 概ね3か月 以内を目処に工事 を完了してください。

①支給申請書 (注:償還払と受領委任払で様式が異なります。)

<償還払>

* 原則, 利用者本人口座への振込となります。 本人口座以外での受取を希望する場合 は、別途書類が必要な場合がありますので、事前にお問合せ下さい。

<受領委任払>

- * 委任状に基づき、介護保険課に登録されている業者口座への振込となります。
- * 利用者から業者への支払は、自己負担分(工事費全額から支払日時点の自己負担割合 に基づく支給額を差し引いた金額。)のみとなります。受領委任払制度の登録業者はホー ムページに掲載しています。
- ②住宅改修に関する承諾書
 - * 住宅所有者が本人以外の場合必要です。
- ③住宅改修を必要とする理由書
 - * 担当ケアマネジャーに作成を依頼してください。
- ④工事費積算書(見積書等)
 - * 改修箇所ごとの費用の内訳(部材と工賃)が明らかで、工事業者印のあるもの。 ※ユニットバス設置の場合、納入価格の部材内訳書が必要
- ⑤平面図
 - * 改修する階全体の平面図(階段の場合は2フロア分)に改修箇所を表示してください。
 - * 屋外工事では住宅の平面図と改修箇所の寸法が必要です。
- ⑥改修箇所の現状・予定している改修内容がわかるもの(写真もしくは図)
 - * 写真の場合は、必ず撮影の日付を入れこんで撮影し、改修後の状況も判るように油性ペ ン等で表示してください。
 - * 図の場合は、改修箇所の位置や形状が判るように具体的なイメージ図を作成してください。

⑦完了届

* <u>着工日及び完成日</u>を記入してください。

8領収証

- * 利用者氏名の領収証の原本が必要です。※家族等の氏名のものは不可。
- ⑨支払内訳書
 - * 改修箇所ごとの費用の内訳(部材と工賃)が明らかで、工事業者印のあるもの。 ※事前申請で提出した「工事費積算書」と金額や部材内容に変動がない場合は省略可。
- ⑪改修前・改修後の写真
 - * 撮影の日付を入れこみ、改修前後が比較しやすいよう同じ方向から撮影してください。
 - * 手すり工事の場合, すべての部材が判明できる写真が必要です(何枚になっても可。)。
 - * 1コマはサービスサイズ程度で鮮明な写真を添付ください。

申請の受け付け場所 介護保険課(市役所総合庁舎2階)

支給までの日数

工事完了後の申請から3~4週間で金融機関口座に振り込みます。

その他留意事項

- ①利用者が住民登録をしている住所地の住居が対象となります。
- ②病院・施設に入院・入所中の方は、申請することができません。

(ただし, 退院・退所が決まった方は, 介護保険課にご相談ください)

- ③新築・増築は支給の対象になりません。
- ④利用者・家族が住宅改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象になり、エ 賃は対象外となります。(申請に必要な書類については、お問合せください。)
- ⑤対象外の工事も同時に行った場合は、「工事費積算書 |及び「支払内訳書 |に対 象部分と対象外の部分を区別して記載するか、支給対象部分のみを抽出して記 載するなどしてください。

○住宅改修費の貸付け:費用の支払いが困難な方に対し、支給予定額の9割相当分を無利子で貸付けます。対象の条件 等がありますので. 詳細は事前にお問合せください。